

和歌山県監査公表第14号

令和8年2月17日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月22日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

1 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和7年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 母子父子寡婦福祉資金償還金において、財務会計システムへの調定入力漏れしている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 母子父子福祉寡婦福祉資金を管理するシステムと財務会計システムの処理状況に差異がないか定期的に複数名で確認するよう処理手順を見直し、今後は同様の事例が発生しないよう作業確認を行う。</p> <p>(2) 交通事故の予防や交通法規の順守について職員に注意を促す特別研修を改めて行った。従来から交通安全研修や毎日朝礼において「安全運転7則」の確認を行い交通事故に関し注意喚起を行っており、今後とも、交通事故の防止、車両の適正管理に努める。</p>

2 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和7年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>狩猟者登録申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県証紙規則第3条の2（昭和39年和歌山県規則第29号）に基づき確認行為の徹底を図るよう供覧により部内に周知するとともに、証紙徴収実績簿の取扱者及び消印者は消印忘れがないよう確認の徹底を図ることを、改めて職員に口頭で周知した。</p>

3 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 令和7年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>官民境界確定に係る文書が所在不明となっているので、今後このようなことのないよう公文書の厳正な管理及び保管に努められたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) トンネル建設時に共同溝を設置していたにもかかわらず、道路占用許可申請の手続をせず事業者が長期に道路占用を行っていたことにより、許可日から10年を超える占用料相当分は徴収することが不可能となっている事例があったので、今後このような事例が発生しないよう関係事業者及び県内部における工事部門と管理部門との間で情報共有を緊密に行う等、必要な措置を講じられたい。</p> <p>(3) 廃川廃道敷地については、令和6年度末で5件が未</p>	<p>指摘事項</p> <p>公文書管理の重要性について再認識させるとともに、公文書の適正な管理及び保管について周知徹底した。また、令和7年12月に職員に対して公文書管理制度及び個人情報保護制度に関する研修を行った。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）に基づき、適正に事務決裁を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 職員に本事例を共有し、道路占用者への適切な指導及び事務手続を行うよう周知徹底した。</p> <p>(3) 県道田辺龍神線沿いの廃道敷地については、公図</p>

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>処理となっている。今後も、引き続き廃川廃道敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p> <p>(4) 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 小型船舶係留施設の管理及び使用料の徴収に関する業務委託契約について、受託者が使用者から徴収する使用料の徴収方法に関して以下の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 納期限を定めていない</p> <p>イ 納入通知書を交付することとしていない</p> <p>(6) 小型船舶係留施設の管理及び使用料の徴収に関する業務委託において、次の不適正な事例があったので、受託者に対し適正に事務を執行するよう指導されたい。</p> <p>ア 複数年継続して使用を許可した者からの使用料を徴収の期限としている年度当初に徴収していない事例</p> <p>イ 使用許可を受けていない者が使用していた事例</p> <p>ウ 無許可で使用していた者から使用料相当額（不当利得分）を徴収していた事例</p>	<p>混乱地域であり、処分を行うには公図訂正が必要となることから、田辺市が行う地籍調査終了後、田辺市及び地元地区と協議を行い、適切な処分を行っていく。</p> <p>西の又川沿いの廃川敷地についても、公図混乱地域であるため、田辺市が行う地籍調査終了後、田辺市と処理方法について引き続き調整を行っていく。</p> <p>汗川の河川敷地とされている土地については、地籍調査の結果、現況は河川内に位置する土地であることから、河川課と協議の上、河川敷地として適正に管理していく。</p> <p>根皆田川沿いの河川敷地2か所のうち、1か所については、現況が里道であるため、河川課と協議の上、上富田町と協議し適切な処分を行っていく。また、もう1か所については、廃川敷地とされているが河川内に位置する土地であるため、河川管理道として管理するものとし、河川課と協議の上、適正な管理を行っていく。</p> <p>(4) 過支給の旅費については、速やかに返納を完了するとともに、旅費事務を適正に行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）及び和歌山県港湾施設徴収委託金徴収事務取扱要領に基づき、適切に使用料の納期限を定めて納入の通知を行うように改善し、職員に周知徹底した。</p> <p>(6) パトロールの強化及び適正な事務の執行について、受託者に指導を行った。</p>

4 和歌山県紀南児童相談所

監査実施年月日 令和7年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅費の支出において、通勤手当との調整額を誤り、過支給となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 過支給となった旅費については、直ちに返納手続を行った。また、職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立田辺工業高等学校

監査実施年月日 令和7年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 電気料金の支払において、延滞利息が発生している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 電気料金の支払について、複数の職員で処理状況を確認、記録することにより、適正な事務処理に努めるよう、職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 令和7年12月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 安全運転意識の更なる向上を図るため、同乗指導による運転技能診断を実施し、診断結果を踏まえた個別指導を行うとともに、朝礼や会議等において、同乗者による安全運転確認及び後退時誘導の徹底を継続指導した。</p>